

○埼玉県公文例規程

昭和49年7月30日訓令第30号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条 (趣旨)

第二条 (公文書の定義)

□ 第三条 (用字、用語及び文体)

2

3

第四条 (左横書きの原則)

第五条 (形式)

制定附則

□ 改正附則

改正 昭和五 昭和五
年三 年六
月二 月一
〇日 二日
訓第 訓第
令第 令第
六号 九号
昭和 昭和
五 六
八年 〇年

印刷モード

終了